

『生活文化研究所報告』第四十七号

二〇二〇年三月刊 別刷

史料紹介

紀伊国林家文書にみえる村落定書について

藺部 寿樹

史料紹介

紀伊国林家文書にみえる村落定書について

蘭部 寿樹

昨年、私は紀伊国和太荘公文である林家の文書中にみえる二点の村落定書を紹介した（『日本中世村落文書の研究』その後）、『山形県立米沢女子短期大学生活文化研究所報告』四六号、二〇一九年。以下、前稿と称す）。まず、そのうちの一点について誤読があったので、修正した翻刻文を示す（入間田宣夫氏のご教示による）。

史料1 一四四六（文安三）年九月日五ヶ庄四ヶ郷笠懸射手置文（林家文書九六号）

（端裏書）「吉原郷九月御神事（射手）いで（懸）の日記」
定置 五ヶ庄四ヶ郷御かさかけいで（懸）の事

合

左 田所殿・惣追捕使
西村 武□（花押）

松尾 光幸（花押）

一中 地頭御方御代官殿

林

右 土屋殿・公文殿
秀光（花押）

公文

忠幸（花押）

右、任於向後者、此旨座して、毎年御

（被九）

神事彼取納候へく候、仍為後日、置文之

状、如件

田所

秀業（花押）

文安三年丙寅九月日

土屋

幸吉（花押）

地頭御代官六郎（花押）

同中間ハいつれも年次第二座して候へく候

如此置文、田所方・土屋方ニ在之

これは、一四四六（文安三）年九月五ヶ庄四ヶ郷笠懸射手置文である。入間田氏のご教示により田所秀光を田所秀業と改めた以外は、前稿とかわりはない（本稿でも引き続き、この文書を史料1とする）。

また前稿では史料2として、一四九四（明応三）年正月七日和太荘吉原座定書（林家文書一五八号）を紹介した。

その後、二〇一九年六月二八日～三〇日、和歌山市立博物館が所蔵する林家文書を調査した（前稿では「寄託」と記したが、「所蔵」が正しいので、訂正する）。

その折に、一四九五（明応四）年正月九日の年紀を持つ、前欠の吉原郷座衆中の村落定書（林家文書一六三号）を見付けた。当初は新出の村落定

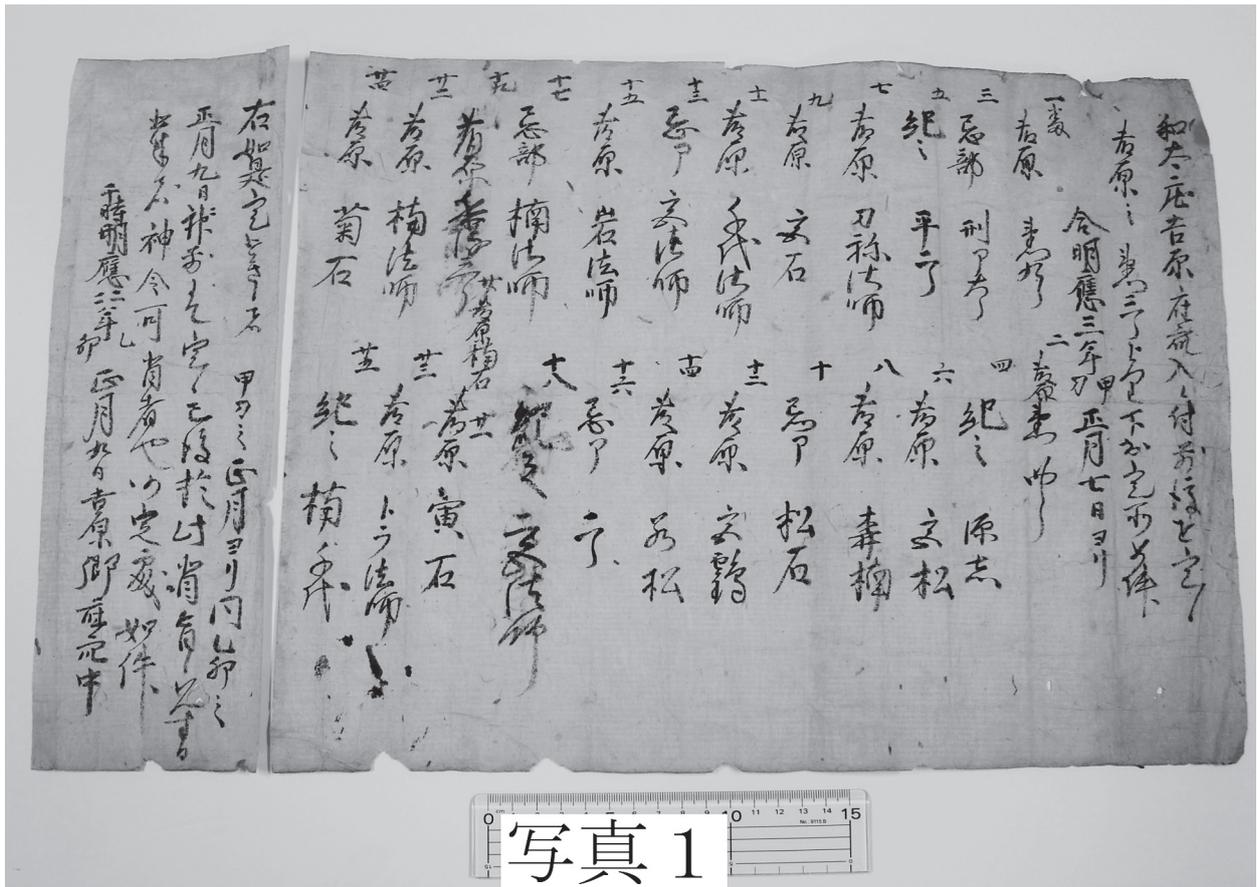


写真1

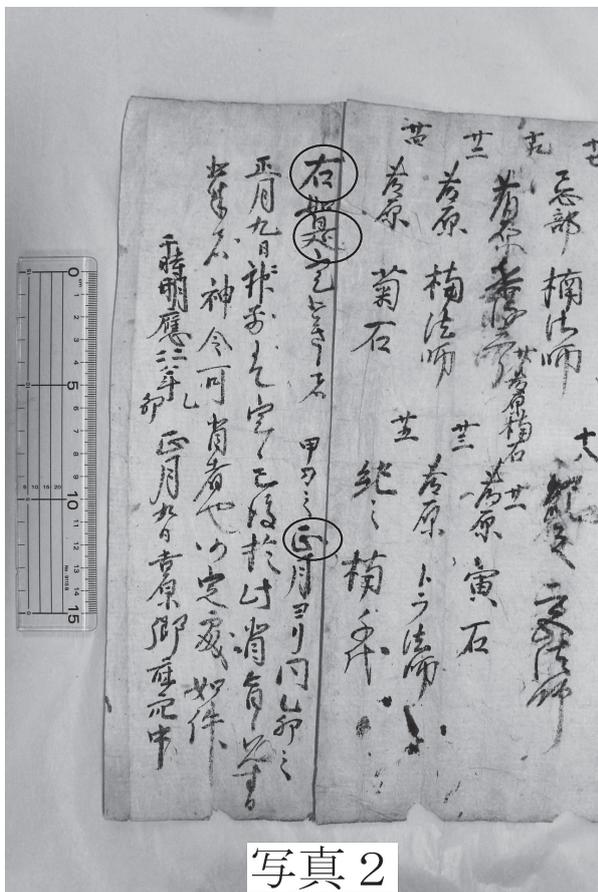


写真2

書だと思ったが、よくみると筆跡・料紙の大きさ・紙質などが一五八号と同じではないかと気付いた。

それで、両者を並べて仔細に観察すると、一五八号の末尾に一六三号が つながるものと判明した。また糊代をあわせてみると一五八号の末尾に、一六三号文書「右」・「是」・「正」の残画が残っていることにも気付いた（写真2、接合部分写真の○囲みの箇所）。全体を見渡すと、二つの文書の虫食い状況も似ている。

この二つの文書を並べた写真1（本稿でもこれを史料2とする）と接合部分を接写した写真2を示す。

史料2 林家文書一五八号・一六三号

(端裏書)「甲寅吉原座衆定所状」

和太庄吉原座衆入候付、前後お定候、

藤原之衛門三郎より下お定所如件、

合明応三年^{甲寅}正月七日ヨリ

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 一番 | 藤原衛門九郎 | 二 | 藤原衛門四郎 |
| 三 | 忌部刑部大郎 | 四 | 紀之源志 |
| 五 | 紀之平二郎 | 六 | 藤原宮松 |
| 七 | 藤原刀祢法師 | 八 | 藤原森楠 |
| 九 | 藤原宮石 | 十 | 忌部松石 |
| 十一 | 藤原千代法師 | 十二 | 藤原宮鶴 |
| 十三 | 忌部宮法師 | 十四 | 藤原若松 |
| 十五 | 藤原岩法師 | 十六 | 忌部二郎 |
| 十七 | 忌部楠法師 | 十八 | 紀之宮法師 |
| 十九 | 藤原兵衛二郎 | 廿 | 藤原楠石 |
| | | 廿一 | 藤原寅石 |

廿二 藤原楠法師

廿三 藤原トラ法師

廿四 藤原菊石

廿五 紀之楠千代

右如是、定をきし者、甲寅之正月ヨリ同乙卯之

正月九日ニ神前にて定候、已後於此背旨候ハんする

輩者、神令可背者也、仍定處如件

于時明応四年^{乙卯}正月九日 吉原郷座衆中

林家文書一五八号の端裏書を現代語訳すると「甲寅の年(明応三年)の吉原座衆についての村落定書です」とある。そして本文冒頭には「和太庄吉原座に座衆が(多数)入りましたので、その座席の前後を定めました。特に藤原の衛門三郎より下の座席を、以下のように決めました」と記す。藤原の衛門三郎につぐ一番の藤原の衛門九郎から二五番の紀の楠千代までの座席が順番に記されている。現状の一五八号は、ここで記述が途切れている。

そして一六三号には、次のように記されている(現代語訳)。

右、このように定め置いたのは甲寅(明応三年)正月より同じ(明応の)乙卯(明応四年)正月九日に、神前において定めたことである。今後、この内容に背いた輩は、神様の命令に背いたことになる。よって以上のように定めた。

明応四年乙卯正月九日 吉原郷座衆中

一五八号と一六三号を接合して一具の文書として理解すれば、明応三年に定めた座次について問題が生じたので、翌明応四年に改めてその内容を確認して記録したという経緯が明らかになる。

また前稿では一五八号にみえる定書文言に従って、これを定書だと命名

した。しかし、一六三号には「定をきし」（定め置きし）という文言があるので、総体としては置文だと判断できる。

従って、一五八号と一六三号とを合わせて、この文書（史料2）をあらためて、一四九五（明応四）年正月九日和太莊吉原座衆中置文（林家文書一五八・一六三号）と命名する。明応三年に決めた座次を明応四年に確認した文書なので、現状記録的な置文と評価できよう。

さらに今回の調査で、もう一通、興味深い文書を見出した。

史料3 林家文書二五一号 ※「」内は追筆

天文十年 辛 十二月日
丑

御中言御米

借日記

〱式斗 「新五斗」新介方
〱式斗 「五斗」安主
〱二斗 大郎衛門
〱二斗 同衛門太郎
〱二斗 「五斗」五郎衛門
〱二斗 四郎大夫
〱二斗 「五斗」次郎衛門
〱二斗 「五斗」新衛門
〱二斗 新左衛門
〱二斗 「馬場五斗」拯殿
〱二斗 「五斗」六郎衛門
〱二斗 「五斗」三郎衛門
〱二斗 左衛門太郎
〱二斗 「三斗」四郎衛門

〱二斗 中務

〱二斗 「五斗」若衛門

〱二斗 「五斗」刑部大夫

〱二斗 介三郎

〱二斗 「五斗」三郎大夫

〱二斗 神主殿

〱二斗 「五斗」宗現

〱二斗 「五斗」与次大夫

〱二斗 「五斗」権大夫

〱二斗 与一大夫

〱二斗 掃部大夫

〱二斗 宗高

〱二斗 左衛門大夫

〱二斗 「五斗」藤六大夫

〱二斗 左衛門五郎

〱二斗 「五斗」源内大夫

一斗 掃部大夫

已上合六石一斗

於此御米者

自然無沙汰之方

在之者、座を引

せ可申候、衆儀如此

この文書は吉原郷の中言社から御米を借り出した者たちの日記（リスト）である。注目したいのは、末尾の記述である。これを含めて概略を現代語訳してみよう。

天文十年辛丑十二月日

御中言社から借りた御米の記録

（中略）

以上合わせて六石一斗

この御米を万一返却しない者があれば、中言社の宮座から外します。以上のように衆議をして決めた。

末尾の六石一斗は中略したりスト（元筆）の総合計である。また「へ式斗」「新五斗」「新介方」のような記述は、当初（元筆）の二斗に加えて新たに五斗を中言社から借りたことを意味するのであろう。この借米は出挙米であろうか。

この御借米を返済しない者がいたら、その者を中言社の宮座から外す。以上のように衆議をして決めたと記されている。このことから、本文書は単なる日記ではなく、衆議定書だと判明する。

以上の点から、史料3・二五一号文書を、一五四一（天文一〇）年十二月御中言社御米衆議定書と命名する。

今回の調査で、前稿を以下のように補訂し、追加する。

史料1 一四四六（文安三）年九月日五ヶ庄四ヶ郷笠懸射手置文（林家文書九六号）

史料2 一四九五（明応四）年正月九日和太莊吉原座衆中置文（林家文書一五八・一六三号）

史料3 一五四一（天文一〇）年十二月御中言社御米衆議定書（林家文書二五一号）

前稿で狭義の村落定書二通（置文と定書）を新たに見出したことにより、私が把握している村落定書は三〇四通となったと記した。これについては村落定書二通（置文二通）を新たに見出したと修正する。

それに加えて今回の調査で、衆議定書（史料3）を新たに見出した。

前著『日本中世村落文書の研究』の村落定書総数に、置文二通と衆議定書一通を追加した。これにより現在、私が把握している村落定書は三〇五通となった。

今後も未知の村落定書が見出されることを期待している。

【付記】 今回の調査出張を設定して下さった和歌山県立博物館の坂本亮太氏、調査の手続きなどを整えて下さった和歌山市立博物館の小橋勇介氏、ならびに林家文書の調査及び写真の掲載を許可して下さい下さった和歌山市立博物館に厚く感謝申し上げます。

なお本研究は、神奈川大学常民文化研究所共同研究費による研究成果である。

